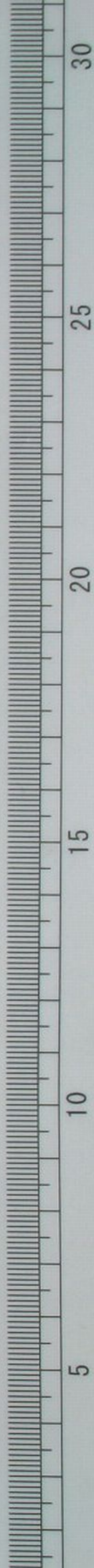


陽春樓閑景

貳

特別
14
1919
97



特
 門 14
 號 1919
 卷 14

門 15
 號 1380
 卷 14

新刊
 新刊
 新刊

新刊紙の記す人まゝ一候とを尋ふ而して我
 らも得ることを思ひてさうあらうと思は
 るん後とて其致を感し一考の極致に即ち
 せのいふとん既に我のまゝに様之之れを去
 筆の取らんがらんふに或るまゝに念ふ
 不致とてふを記し感概するを亦りさうと
 するもやうし此一事多く新刊石版の記す
 をぬめ而して陽春梅園子とてまゝに
 らんが故也

昭和十六年十月十七日
 市島謙吉氏贈

平日の御三食

をば順次記し上げ奉るに先だち、記し... 平日常の御三食、ご申し上げ奉るは、季節... 御膳の事、一々侍醫局に廻し、...

の口に至るや、此處にて膳部長、一人の侍... 御膳の事、一々侍醫局に廻し、...

にもし奉るが如く、皇后陛下には、築地の... 御膳の事、一々侍醫局に廻し、...

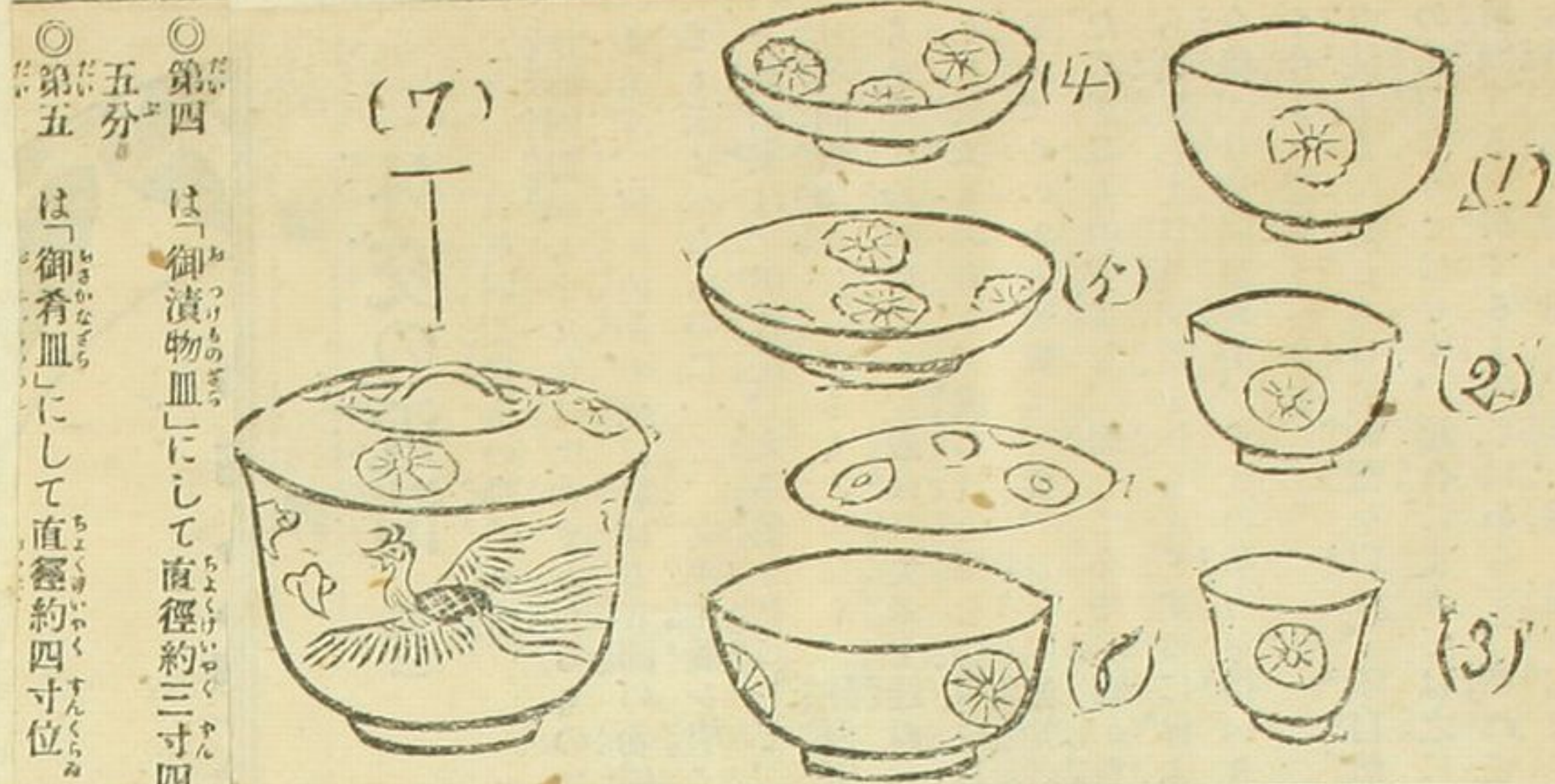
バインアップル、林檎、桃、バナ、蜜柑、... 御膳の事、一々侍醫局に廻し、...

は、下様に申す味噌汁の事、又二の汁と申す... 御膳の事、一々侍醫局に廻し、...

しありて、御嗜好に事缺かぬ様、何時にて... 御膳の事、一々侍醫局に廻し、...

御食器

等の事に付き記しおるらすべし、總じて御... 御膳の事、一々侍醫局に廻し、...



◎第四 是「御漬物皿」にして直徑約三寸四分
◎第五 是「御肴皿」にして直徑約四寸位

◎第六 是「御深茶碗」(一に御兜とも稱し上げ奉る俗間に申す御椀の事なり)にして直徑約四寸一分
◎第七 是「御蓋物」にて大小あり大なる方は直徑約七寸五分小なる方は直徑約三寸

◎いづれも瀬戸の御蓋附にして、別に典雅高尚なる純銀の御椀蓋あり、瀬戸の地は白にして御椀は藍出なりと承はる
◎併し乍ら 天皇陛下の朝の御食膳は御盆にて、これ等は内を赤うし外を黒うししたる御塗のもの、又 皇后陛下の朝の御食膳は黒塗の御三寶にして、御三寶を用ひさせ玉ふは、御着座にて御朝餐を閉しめさるゝがめなりと申す
◎兩陛下が日常御食事の砌に御用お遊ばさるゝ御箸はいかにと申すに、純銀製の角の御箸を添えまらされど、御便利上御用おあそばすは、一本撰みにせる柳の生地のお丸箸にして、天皇陛下の御用お遊ばす方は長さ一尺、太さ直徑曲尺一分位の最細きもの、皇后陛下の御用お遊ばす方は、尚一層細き直徑殆んど六七厘位のものなり

と申せり、かく申せば 御箸のいかにも細き、折るゝ事もやなど、御危ぶみ申す節なきにあらねど、固より一本撰みにせし最上の品にて、殊に御箸の附く魚類の如きは、前にも記し上げし如き、大抵骨と肉とは取り離し、復び原形を爲せしものなれば、決して下様に察し上げ奉らする等の虞れなきと勿論にてあるなれ
◎申す迄もなき事なれど、右の御箸は御食の都度々々、新に差し上げる最も清浄なるものにて、一度御用に相成りし品は、御食膳の傍に侍る女官に於て二つに折り、夫より大膳職の手に渡り、清浄なる火にて焼き參らするを常とすれど、されど其の未だ折り參らざる前、竊に女官より頂戴するもあり、いと恐れ多き事ながら、名だたる大醫の早離したる重患者も、一回此の頂戴したる御箸をとりて膳に向へば、如何なる病魔も立地にして退散する事神の如しなご申し傳へ侍るも、有難き極ならずとせんや
◎御食器 のすべてが瀬戸にてある事は、前記に記し奉りしが、扱て其の瀬戸は何地の産かといふに、西の京にも非ず、尾張にも九谷にもあらで、すべて肥前焼の極めて薄手のものと承まはるゝ、而して製造御用を

承まはりたる陶器師に於ては、窯を別にし土に釉に一々精之良なるものを選びまらせ、日頃の鍛錬を集注するは勿論、陶の苦難せんことを慮るの餘り、例は御皿百個調進の御用を導うすれば、百五十を調製するといふ如く、御用の数より多くの品を調製し、其の中より萃を抜き精を選び、御用の數次を上納しまらする由、さるからに御買上の價の如き、格段の高きに上るやに承まはるゝ、然らば陶器師に於て、御用の數の外に調製せし、即ち
◎殘餘の陶 をば如何になしまらするかと申すに、前記の圖に上し奉りしが如く、何れの御食器にも、我が大君が千代に八千代を壽き奉る菊花の御紋章を染め出しあるを以て、決して之を粗末にせざるのみか萬一其の御品の世間に流傳せんとを懼み奉るの極み、一々粉砕にして其の原形を留めぬばなし奉るとぞ、微を慎む臣民の誠意、詢に斯こそあるべけれ
因に記さんに、記者が一日、某貴顯方にて、主人の君が、曾てかしこ邊より拜仰しまらせしと申す、御食器の一つ二つを拜覽せしに、白地に藍出に薄手に、總て前記の如くなるも、曾て想像し奉り

し料の御品にはあらで、只だ只だ御質素と申し上げ奉るの外なく、僅に下様に用ゐる所と異なるは、御紋章の散らしあると、今一つは流石名工が苦辛の手に成りし丈ありて、御茶碗にて例せば、其形の整然たる、線底と申し縁と申し、指腹に此の礙を覺えざるこの二つのみ、御儉徳の程、此の一斑によりて全豹を托し奉るべけれ
◎かゝる御食器を始め、凡ての御調度品は御用の都度々々、大膳職より調度局の手に廻り、調度局の手に御買上げになりし後、再び大膳職の手に戻るものにて、大膳職より直に御買上げとなるべきものは、只だ御食膳に上る可き御食品の御材料のみに止まるとなむ、次に庖丁、即ち
◎料理人 の事に移らんに、日本料理人の數は常務七人、西洋料理人の數は常務二人、いづれも斯の道に堪能なる明治の庖丁、廿世紀の易牙にして、庖丁主務なるもの之が長たり、御儀式の折、御陪食などの砌、常務にて事缺く時は、臨時に御雇ひ上げとなり是亦割烹の名手多しとなむ、扱又、料理人の服はといふに、洋風なる白の官服にし

て、毎朝必ず沐浴して身を清らげ(配膳等も亦然り)始めて庖丁の事にかゝるとなむ又◎御調理所 は大膳職の在る所と接近し居りて四ヶ所に區劃さる、其の一は日本料理所、其の一は西洋料理所、其の一は魚精方の詰所にて、魚精方と申すは日本橋魚河岸より日々詰め居りて、割烹に従事し、各大臣及宮内省中の官吏より、下は庖丁の三餐に至るまでの用をつとむるもの、其の一は日本御菓子調製所に充てられありと

支那の鳥を以て花暦と云ふ。又理
 学博士 伊藤篤太郎
 支那の鳥を以て花暦と云ふ。又理
 学博士 伊藤篤太郎

○花の計と花暦

○花時計と花暦

理学博士 伊藤篤太郎

新玉の年の初めの旦より、暮行く歳の終まで、
 入代り立代りて、咲き出る百花の句に變りは
 あれど、その姿の見えざる日では、一日も
 あるまど無し。されば、李の仲遊も、花の候
 は寒氣朝暮春秋年月日時各紀律ありと謂へ
 り。若し百花開閉の時期を、審かにせば、曆
 無くして、能く一年の氣節を知るの快樂あり
 古詩にも、梅花枝上唇、自識山中春と云ひ、
 又梧桐葉落、天下知秋と云へるが如く、花信
 によりて時を知り、季節を解するを得ば、興
 味最も深かるべく、又注意愈々綿密にして、興
 味も益々加はり、遂に晝夜の時刻をば、打
 笑める花唇よりして、解讀するの樂あるべし。
 茲に花時計と花暦とを讀者に紹介して、新年
 を迎ふるの樂となさむ。

時は回り旋りて日は暮れ、月も過ぎ、いつし
 か年を経るものなれば、先づ時を知るは、人
 生中最も必要なりとして、試に時と花との關
 係より述べ、而して時を花名とせるものは、
 木樨にして、支那にては、之を時客と云ひ、

また朝華と云ひ、朝に開き夕に斂
 る故に朝開暮落とも云ふ。又午時花と呼べ
 る草あり、具原翁の説に、其花午前開て夜半
 落つ、故にまた子午花と云ふ、寒月には花は夜
 に落ちずして、晝までありと云へり、又午時紅
 の名あり、花鏡にも午間開花、午時自落と見
 えたり。又午時蓮あり、一名睡蓮と稱し、和
 名を「ヒツシグサ」と云ふ、花暦百詠に晝夜俱
 斂伏水中、惟當午舒浮水面、依時不爽、洵海
 上奇葩、閩中仙品なりと賞讃し、遂に知時
 不厭長天睡、向日偏能正午開の詠あり。其他
 花に晝夜朝夕等の名を冠するもの多し。萬葉
 集に「アサガホ」とあるは木樨にして、古歌に
 は「シノ、メグサ」と詠めり、今は牽牛子を「ア
 サガホ」と云へり、又旋花を「ヒルガホ」と云
 ひ、その花晨に開き、夕に萎む、又「ニツガホ」
 は葫蘆にして、夕に白花を開き、朝に萎む、古
 歌には「タンガレグサ」と云へり、果實を煮食
 し、また干して乾瓢となす、その花は「ヒル
 ガホ」とは全く別物なれば、混同すべからず。
 また夕に開きて、朝に萎む花には、月見草あり
 待宵草あり、共に黃花を開く、一種白花なるを
 白花夕化粧と云ふ。また紫茉莉を夕影草と云
 ひ、夕錦草と云ひ、暮影草と云ひ、夜一夜草、

また一夜草とも云ふ。「ナツズホセン」は月下
 香にして、午時花には夜落金錢の名あり。花
 鏡に夜合花あり、日舒て夜斂ると説けり、其
 他晝夜に因る花、頗る多し。
 歐洲に於ても時の名を花に冠し、或は晝夜朝
 夕などの語を、花名に結び合はせしもの頗る
 多く。流石は時を貴ぶ文明國だけありて、時
 花の稱亦尠ならず。英國にては、紫茉莉を
 「四時花」と呼び、又歐洲諸邦には
 「オルニトガム」と稱する百合類の花ありて
 十五日の間、毎日午前十一時の頃、花を開く、
 白くして美麗なり、之を「十一時婦人」と云
 ふは、蓋しその開花の時刻遅きを嘲笑して呼
 べるなり、佛國にては、同じ意味の名を呼べ
 り木芙蓉は其花、朝に開き、夕に萎む、佛人
 は此花を、その自生地なる東印度より、西印
 度なる自國の殖民地へ移植し、其一日に三回、
 色を變ずるを見て、「一時花」と呼べり、小野
 蘭山翁の説には、木芙蓉の一種は、朝開くと
 きは白色にして、漸く紅色に變じ、深紅色と
 なるものあり、弄花芙蓉、又三時芙蓉と云ふ、
 群芳譜に王敬美の説を引いて、一日三換者曰
 「三時」とあるもの即是なりと云へり。又木芙

正午十二時 西番蓮(どけいさう) 同
午後二時 「ヒレシラム」 同
午後五時より六時迄 コリムボサム」 同
同六時より七時迄 ツキミマンテマ 同
同六時より七時迄 日見草 同
同七時より八時迄 剪秋羅一種(せんろう) 同
同七時より八時迄 仙人掌一種(せんじやう) 同
同七時より八時迄 仙人掌一種(せんじやう) 同

茲に豫め注意を要するは、百花の開閉は、氣象と少なからぬ關係を有するものとにして、晴雨、曇天、乾燥、寒暖等天候の變化により、右の花時計に狂ひを生ずるは、免がれざるものとにして、曇天、雨天には開花せざるもの多し、即ち花は時計の働きをなすと同時に、氣象にも亦能く感應するが故に、傍ら晴雨計の用を兼ねるものと謂ふべし。

開花時間の長短
開花時間の長短にも、甚だしき差異ありて、その最も短きは、彼の伊太利産の一時葵の如く、僅に一時開許にして萎むものあり、或は牽牛花の如く、早朝開きて日昇れば萎むものあり、或は金盞花の如く、朝に開きて正午に萎むものあり、さて茲に開花時間の長短を示さん、野西瓜苗は二時間、馬齒莧は五時間、タチカタバミは七時間、オランダフウロは八時間、ムラサキツユクサ、マツバボタンは十時間、千葉萱草は十四時間なりと云へり。又

朝に放て夕に萎む花樹からずして、木槿、佛桑花、萱草の如き即ち是なり。五雜俎に曰、花之朝開暮落者不獨槿花、如蜀葵茉莉木芙蓉棠棣花皆然而銀杏一開即落、又速於木槿と記載せり。リンチウス氏は一日にして落つる花を一日花と呼べり、一日花中には、前記の如く、早朝より正午迄の間に於て、開花を始むるものあり、或は日没後より夜半迄の間に咲き初むるものあり、後者を夜花と云ふ。夜花は翌朝迄に萎むもの最も多し、即ち月見草、待宵草に於けるが如し。又數日間、花期を保つもの樹からず、蓮花は世人の熟知するが如く、連日早朝開て午前中に閉ぢ、四日目に至れば散落す、側金盞花も朝に開き、夕に眠り、明朝又開く、牡丹も亦連日開閉するものなり、東坡も牡丹を見るには、午前はよし、午後はつばみて見榮なしと云へり、貝原翁も牡丹を見るには、已の刻即ち午前十時をよしとし、それより後は、開き過ぎて、花の精神衰へて力なく、榮しからず、午刻即ち十二時より後に見るは、牡丹を知らざるものなりと云へり、牡丹は花期長きを以て、二十日草と云ふ、藻鹽草に二十日草、ふのはななく日數廿日をかきりてさくなり、よりて二十日草と號すと見へり

又詞花集に新院(崇徳院)位にればしましと云、牡丹をよませ給ひけるに、よみ侍りけり關白太政大臣(藤原忠通)「咲じよりちりはつるまで見しほどに花のもどにてはつかへにけり」とあり、ふれば花期全體を云ひしものかるべく、一花の開閉は五六日に限れりと云へり。又「サルスメヲ」を百日紅と云ふも、蓋し此樹の花期長きを形容せしものならむ、花譜に六月以後、九月まで、花ひらく、紅艶にして愛すべし、その間百日許とあるを以て知るべし又千日紅あり、「センニチサウ」と云ふも又「センヒンギク」あり、萬壽菊は「チンリンクツ」にして花期長く立秋前より寒露後に至ると云へり。又鶏冠花も花期頗る長し、大和本草には(陰曆)六月より花さき、霜後に萎む、凡五箇月の間、しばますと云へり。總て是等の諸花は數多の小花集合して團體をなし、恰も一花の如く見ゆるものなるが故に、各小花は既に萎みて實を結ぶも、その附着せる花軸部等の尙ほ色を失はざるを見て花期長しと謂へるなり。更に一花の開閉數日に渉るものを數ふれば罌子粟は二日間、「エンギン」ミツヒキは三日間は逆は四日間、「デギタリス」は六日間、

毛茛は七日間、樟耳細辛は、「ウメバチサウ」は八日間、泊夫藍は十二日間、「ツルコケモ」は十八日間にして、蘭類は四十五日より、長きは七八日間も開花して萎まざるものありと云へり。植物の種類異なるによりて、その花期の長短に、著しき相異なるを知るべし。

花と時候
百花の候は、その種類によりて、管に早晚の別あるのみならず、同種の花にても、氣候の變化及び土地の異なるに隨ひて、亦早晚あり花は種類によりて、花候同じからざるものと世人の熟知するところなれば、詳説するまでもなし、先づ歳日室内の粧飾品として、人の欣賞する福壽草には、「元日草」、「元旦ゲ」、「歳旦ゲ」、「ツイタチサウ」の諸名あり漢名を歲菊、歐歲菊、歲蘭と云ひ、又報春花、長春菊とも云ふ。又四季咲の薔薇を通名長春と云ふ、漢名は月季花、一名月貴、又月記、月月紅、月欄、月桂等の異名あり、月毎に花を開くによりてなり、英國にも「月々薔薇」と呼ぶものあり。又植物名實圖考に「ムチニチクワ」を長春花と記し、自秋至冬、開放不萎、不經霜雪不萎、故名と見えたり。迎春花は「ワウバイ」に

して、花鏡に交春即放「淡黃花」とあり。ワ探春花は「リウキツ、ワウバイ」なり。其他春に因める花には、「ハルリンダウ」、「ハルカラマツ」、「ハルヲヨナヘン」、「ハルノタムラサウ」、「ハルトラノヲ」等、頗る多し。其他立春に至りて、白梅の如き花を開く節分草あり。それより時候の進むにのれて、卯花あり、「ウツギ」とも云ふ、陰曆四月即ち卯月に花を開く。早月の頃、花を開く「サツキツツ」あり。半夏は陰曆五月半夏の頃、生ずるによりて、名ありと云ふ、又カラスビヤクとも云ひ。櫻に彼岸櫻あり、春、彼岸の頃、花咲くを以て名あり。彼岸花又彼岸草は秋、彼岸の頃、花を開く、漢名を石蒜と云ふ、秘傳花鏡には重陽花とありて、重陽前後開、祭若「明霞」、最奇花也と記せり。夏に因る花に夏雪草あり別に落新婦にも「ヤツユキサウ」の名あり。「ナツゾイセン」は漢名鹿葱と云ふ、又月下香にも「ナツズキセン」の和名あり、「オニシバリ」を「ナツバウズ」とも云ひ、「マタクビ」を「ナツウメ」とも云ふ、また「ナツツバキ」あり、「ナツエビチ」あり、「ナツフデ」あり、一名土用藤と云ふ、又「カノユリ」にも土用百合の名あり、其他夏に因る花名尠からず、秋咲く花には

秋海棠あり、秋牡丹あり、秋牡丹は和名「シウメイギク」又「キブチギク」とも云ふ、其他秋に因る草花は「アキノキリンサウ」、「アキノハハコグサ」、「アキノノゲシ」、「アキノタムラサウ」、「アキカラマツ」等、枚舉に遑わらず。蠟梅は臘月、花を開くを以て、臘梅とも稱するの説あれども、花の色、蜜蠟に似たるを以て名ありとの説、穩當ならむと云へり。又款冬花は「フキ」にして、秘傳花鏡に偏於十一月霜雪中發、花獨茂と見えたり。英國にて「二月の美嬢」と呼べる草あり、佛國にては「二月華菜」と呼ぶ。和名を「マツユキサウ」と云ふ。英國にて早咲の「ヒナギク」を「三月月ノ眼」と呼び、早咲の「ニホヒスミレ」を「三月華菜」と云ふ、佛國にては「三月華菜」と稱す。五月は歐洲にては、一般に花神を祭る月なりとして、花月とも云ふ程なれば、隨て「五月花」又は單に「五月」と呼べる花に種々あれど、通常「五月花」と稱するは、西洋山櫛子なり、此花形小なれども、純白にして雪を欺き、欣賞するに堪へたり、恰かも東洋に於ける梅花に比すべしと雖も、而も梅花に劣るゝ數等、彼の清香鬱郁たるに若かず。又「春ノ花」と呼ぶものあり、

開きて未だ日中に至らざるに萎むものあり、或は「マツバボタン」の如く午前遅く開きて、午後三時より五時に至るの間に萎むものあり、或は萱草の如く、朝に開きて夕に萎むものあり、或は午時花の如く、正午に開きて夜半に萎むものあり、或は月見草の如く、夕に開き朝に萎むものありて花の種類により各相異ありと雖も、凡そ花の開閉は光線と温度との變化に感ずるの結果にして、光線強さを増し、温度加はるときは開花し、光線微弱となり温度降れば、閉花するものにして即ち諸花の朝に開くは、光線加はり温度昇るにより、またその夕に閉づるは光線減じ温度降るによるものなれば花の開閉は主として光線と温度との變化に感じて、花瓣の生長に影響を來たし、極めて微妙なる點に於て、諸部の生長に不平均を生ずるによるものなり、即ち花蕾の内外兩面は光線、温度の爲めに、生長不平均となり、外面の生長、若し内面より盛るときは、閉花し、内面の生長、若し外面より速かるときは開花するを見るべし。試に閉ちたる花を温暖なる室内に入れ置けば、次第に展開するは即ち此理によるものにして、獨國植物生理學

者ベツプアー氏は、嘗て花の開閉に就て研究を試み、人工によりて、泊夫藍花及び蘭金香花に一定の温度を與へ、或は之を冷却して、一日に八回、之を開閉せしめたるあり。温暖なる室内に入れ置ける花の、次第に開くを見るは、即ち前に述べたるが如く、是れ温度に關係あるを示すものなれども、茲に温度同一なるも、單に光線の變化によりて、開閉を見るものとあり。即ち一定の温度を保てる室内に花を入れ、若し室内を明るくすれば、開花し、暗くすれば閉づるを見るべし。又光線の強弱、温度の高低は、花の開閉に種々の關係を來たすものにして、若し光線餘り強く、温度餘り高きときは、開きたる花は、次第に閉づるものとあり、即ち光線及び温度の諸花の開閉に及ぼす影響には各一定の極度あるを知るべし。太陽の漸く昇るに隨ひ、牽牛子花の次第に萎み、又、朝に開きたる花の、日中、光線の最も強く、温度の最も高き時に當りて閉づるは、即ちその理によるものなり。斯の如く、晝夜寒暖は、花の開閉に大關係あるのみならず、其他雨天曇天の如きも、花の開閉に尠からざる影響を與ふるものなるが故に、

既に述べたるが如く、「花時計」は晴天には能く時を報ずれども、雨天、曇天若くは霧深き日には、時計の中止を見るか、又は時刻に狂ひを生ずるを常とす。更に之を説明すれば、夜中、花の閉づるは、寒氣の浸害、又は雨露の流入を豫防せむが爲め、保護の用をなすものにして、ふれと同様に、雨天等に於ても、閉花するを見て知るべし。又蓮、芍薬、牡丹、側金盞花、泊夫藍等は夕刻に開花すれば閉花して睡眠の狀をなし、雨露又は寒氣によりて生ずる、災害を豫防するものにして、蓮花は四日間、又牡丹花は五六日間、朝夕毎に開閉すれども泊夫藍其花期長くして十二日間、毎日開閉すと云へり。又、開花時間の長短は、花粉の多少、花の数を初め、蟲類との關係によりて變化あるは明瞭にして、例之ば罌子粟の如く多數の雄蕊と、多量の花粉とを具ふる花は、開花時間短く、之に反し、蘭類の如く、唯一個の雄蕊と、一草に一花若くは兩三花を着くる植物にありては、開花時間、殊の外長く、或は數日間、毫も萎まずして、開花を保つものあり。其他開花時間の長短速速は、花の授粉を媒助する蟲類に關係あるものと尠からず。前に挙げたる蘭類の單數花及び少數花の如き

は若し、雨天又は他の事情の爲めに、數日間、蟲類來らずして、授粉の媒助を怠るとあらば、遂に實を結ぶと能はざるの怖多きが故に、その開花期は數十日に涉りて、蟲類の來るを待つのが機會を多からしむるものと謂ふべし。次に花候の速速は前に述べたるが如く地方によりて異同あり、寒冷の地は概して遅きを常とし温暖の國は、早きを常とす。現に我日本に於ては、西南部なる琉球と東北部なる北海道並に千島とは、梅櫻等の花期に、四箇月以上の差異を見る程なれば、同種の花にして、若し我日本に於けるものと、印度又は馬來諸國に在るものとの、花候を比較對照せば、著しき差異あるを見るものとあるべく、又、英國の花園に栽培せる花と、ニューヨーク州の花園に栽培せるものとの比較し、或は北米合衆國の西南部に於て、栽培せる果樹の花と、濠洲の西南部に栽培せるものとの對照せば、假之、同種の植物と雖ども、氣候の差異によりて、各々その花候に著しき相異あるを見るものとあるべし。

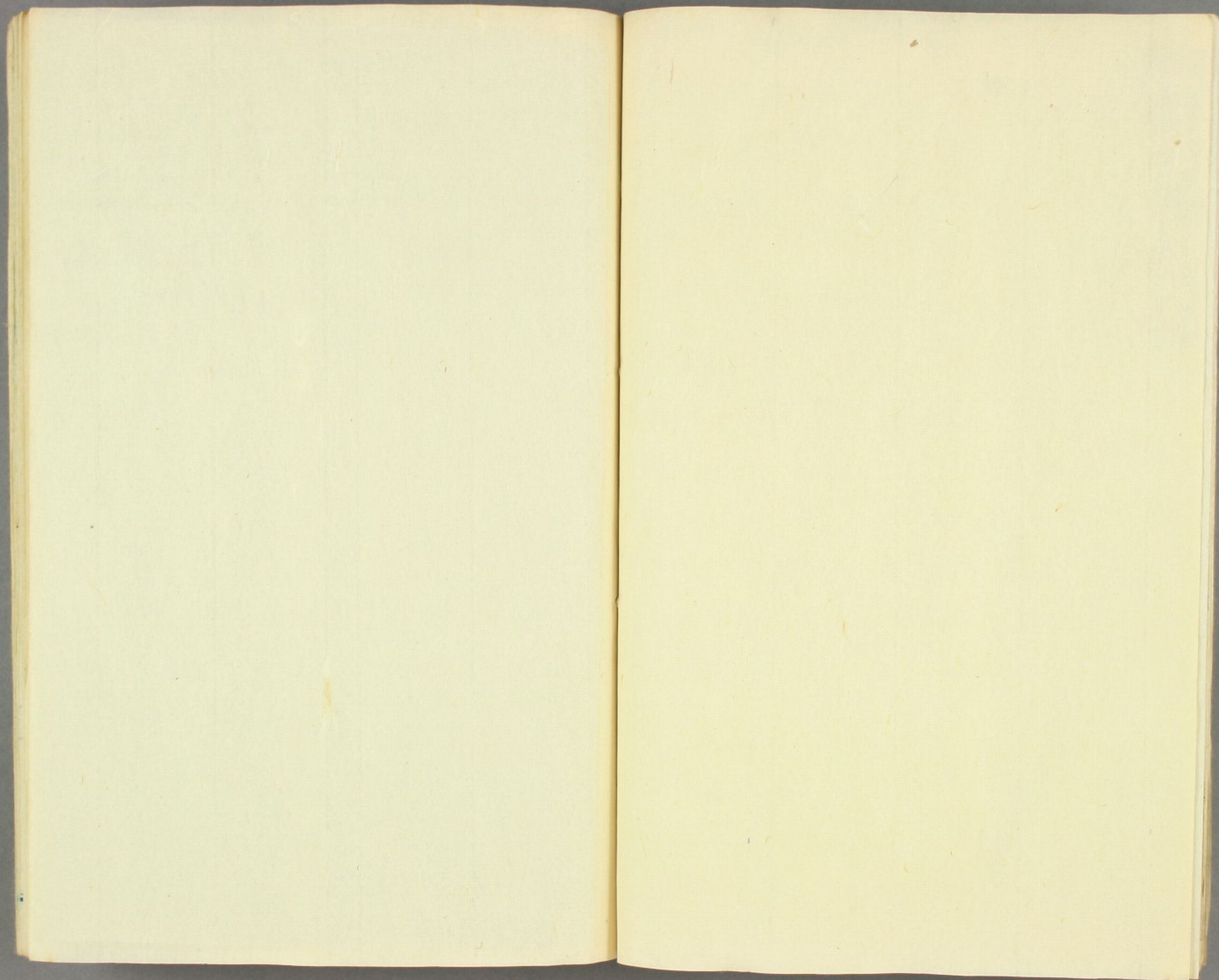
が如く、單純に思考するもの多けれども、斯の如き粗大なる思想を以て、群芳の花候を早断するものとなくして、若し精密に各地に於ける諸花の開閉を調査せば、農業園藝等、直接に之に關係ある事業を始めとし、其他商、工業等に對して、利益を與ふるものと尠からざるべし。今左に一例を擧げて説明すれば、
稻の花候と豐凶年の豫報
の如き實地問題も、學術上、之を解決するものと、亦出來ざるに非ざるべし。今その次第を述べんに、稻の花候は、世人の熟知するが如く、十、十一の兩月にして、此花は風の力を借りて、花粉を飛散せしめ、生殖を遂ぐるものなれば、隨て開花の時日短きを以て、若し此際、他物の障害を受くるあらば、生殖を全うするものと能はざるにより、收穫に恐るべき影響を及ぼすものとあるべし。然るに我邦に於ては、此際不幸にして、二十十日、二十一日の厄日ありて、毎年恐るべき暴風雨の襲來を常とするが故に、米の收穫は、暴風雨の強弱速遅によりて、左右せらるるものと謂ふべく、而して米作の豐凶は、米を常食とする國民の饑饉に關する一大事なれば、國內舉て此二大厄日を氣遣ひ、殊に農家米商の

如きは、同日は勿論、その後の天候にも注意して、常に怠るものとなく、此日の天候を見て其歳の豐凶を占するものは、人の能く知るともろなり。若し不幸にして、天災の爲め、不作を來たすものとあらんには、或は場合により海外諸國より輸入を仰ぎ、以て需用をみたさるべからず。之に反し、朝鮮、支那、佛領支那、印度、馬來等の東洋諸國に於て、大不作を訴ふるあらば、忽ち我邦の米價に影響を及ぼすものとあるべし、然るに以上諸地に於ける稻の花候は、我日本に於けると多くは時日を同ふするものにあらざして、而かも各地に於て異同あるものと明かなれば、各地に於ける花期を豫め調査し置きて、比較對照し、尙ほ毎年その花期に當りて、各地の天候に注意を怠るものとなくんば、恰かも天氣豫報の如く、學術上より、其歳の豐凶を豫報するを得て、尠からず便利あるべく、又小にしては、我國内各地に於ける稻花の開閉に異同あるものと彼らの海櫻等の例によりて明かなれば、學術上より正確に、前の場合と同様の警戒豫備をなすを得て、大なる利益あるべし。以上は花候の研究と、その實地應用の一例に過ぎずと雖も、凡そ花期の比較研究は、獨り學術上興味

花時花候の研究と其應用

從來世人は百花の花時、花候に對して、常に漠然たる考を懷き、二月には梅花笑ひ、四月には櫻花咲き、また十月には菊花匂ふと云ふ

あるのみならず、その應用に於ても、大に利益あるべきは、余の確信して疑はざることあり。
(完)



以下

8丁

白紙

○奥平海輔
 余の海輔を以て左の記すを後と爲し而
 日雖も其を能く爲すは其の如く
 こゝにぬるるを

佐渡幕末奇事

自叙 渡邊 漁村

爲非常之事者、不遇非常之時、則不能爲之、荷遇其時、而能爲其事者、亦必非常之人也、此人也、怒則爲雷霆、喜則爲時雨、無他常人之所不能爲焉者能爲之、所不可忍焉者能忍之、如與平謙輔之於佐渡是也、戊辰之變、謙輔提三尺之劍入佐渡、賞罰嚴明、一意用軍法、以故一國肅然、畏之如鬼神矣、織田信長之入京師也、燒至町會情之習、法令嚴峻、雖一錢者處斬、謙輔之所爲亦類此、而其果斷專行、雖有一時可使佐渡一國慄動震慄者、然佐渡之人、到于今畏敬而憚之者何也、豈其施政、亦猶子產之於鄭國者而然乎、抑謙輔之事、固自有可議者、所謂亂世之英雄、區々細節、何足深責、由是觀之、其一舉一動、常人之所不能爲焉、而不可忍焉者、謙輔能忍之、能爲之、嗚呼謙輔亦偉丈夫哉、其末路以反死、蓋有故也、余在佐渡、當時年十四五、親承其願指、追思距今二十有七年矣、日月逾邁、如昨日事、而其人己爲枯骨、吾髮亦疎

疏、今昔之感、不能自禁、噫謙輔之於佐渡、其事奇矣、非吾情孰能識之、又能述之、余惜其世滅、一夕醉後適援筆、乃當時所得于耳聞者、隨接隨記、姑命之曰佐渡幕末奇事、今後或遇事可補者、私乘筆錄、足以爲異聞者、則將搜索續々追補焉、故事之前後本末、不次第者多矣、覽者幸諒焉、明治乙酉臘月、

孤豚を争ふが如し、是の時に當て信安一身其衝に當り、偏強折竟に其の隙を避け、一國頼て以て炮烟血雨の慘毒を免るを得たるは、實に信安の力なり、信安謙輔の來航するを聞くや、目付役酒井賢承等をして之を小木港に迎へしむ、謙輔橋に乗り、兵士整列擁護、夜に追ひ相川里門に入る、謙輔名は居正、長州の人、時に年二十七、明治元年戊辰十一月なり、初め謙輔の小木港に入るや、岸上兵備ありと慮り、一船皆銃に九して進む、岸に上るに及びて諸吏奉迎敬禮其備はる、謙輔尚は安せず、直に赤塚を右平塚原與右門の二家を砲撃し、遂に進みて金丸村に入り、若林善内の宅を襲ふ、三人皆土豪を以て開け、謙輔其農兵を募集し官兵に抗するありと聞き、故に此舉に及びたりと云ふ

謙輔相川に入り、川某の家に宿す、時に座上六山屏風一雙、太宰純の書なり、謙輔之を見、驚て曰く、嗚々此の偏士にして此の奇品ありやと、感賞指かす

相川元奉行所門側一函を設け、民間の陰

事、衆庶の告訐を受く、之を目安とす、備して匿名書は之を焚棄す、謙輔重に一面を懸門に懸け、且傍して曰く、民情通し兼る義は此函に書面差入る事と前後事相類すと雖も、其情實を得るに至りては、大に逕庭あり、

一 謙輔幕吏老長を召し諭して曰く、徳川氏盛極三十年の久しき、終に今日の廢亡を致し、四海王政の維新を仰ぐに至れり、今や已に封土を奉還し、大政古に復す、我有衆復た徳川氏の臣民に非ずして天下の王民なり、然らば則ち其の承る所の家祿は自今其の有に非ず、宜しく速に農商に歸し、各其の業務に服するの道を講ずべきなり、然りと雖も三百年來食祿の久しきに馴致し、以て今日の事あるを見るに至る、亦大勢の變遷を察せざる可からず、今より其の家祿を收め、姑く之に換ふるに一家口數に應じ各一人扶持を給すべし、然れども是れ亦一時の生計を救護するに過ぎず、因て各田宅一町二段歩を給すべきにつき、宜しく自ら其の地を開

墾力作し、以て子孫の計を立つべしと、是に於て幕吏岩間政隆をして迅雷隊長とし、成原の御組中山信安、藩府人士を糾合し迅雷隊を組織す、信安之隊長たり而て各地佐幕の徒に應援せん謀る未だ發するに及び、信安國務を引繼ぎ東京に還り、亦亦解隊す、開墾兼司農長官たりし、而て迅雷隊を二宮、吉岡、竹田等の諸村に分遣し、各一日米一升錢二百文を給し、官林を伐り、墾田に従事せしむ、又陂池を築き、以て灌漑に便す、今之を與平堤と曰ふ、蓋屯田の法に擬するなり、一 是れより先き二宮村農家の子才藏なる者、其從兄某を殺して屍を井に投ず、奉行所才藏を捕へ獄に下す、鞫問伏せず、拷掠至らざるなく、肌肉消爛、骨露はるに至るも終に異辭なし、幕府の法、犯人自白せざれば刑する能はず、又浪工佐藤六郎醫師忠順なるものあり、六郎佐藤奉行山岡屋後佐渡に寓す、二人相謀り越後府に告げ曰く、佐渡人士、幕府の爲めに出兵の盟約あり、速に來討せよ、臣等請ふ内應を爲さむと、事發覺し、遂に縛に就き未だ

決せず、謙輔の小木金丸に於る、發砲の舉ありしは、蓋之れが之めなり、謙輔政務を聽き、首として訟獄の滯否に及ぶ、左右之を白す、謙輔曰く、凡そ罪犯は事實證據の二者に依て決す、何を必ずしも犯人の自白を見せんやと、即日引出して之を斬る、而して幕士出兵の由る所を追先せず、識者大に其の深慮あるを稱す、謙輔相川に在り、一日烈風、同監記文を待、讀むこと一過、憤然として曰く、何物の腐儒か此の文を草すと、或人我先師幕府備官山北の記草なるを言ふ、謙輔即時先師を召し之を詰問す、先師侃然君臣の大義を説き、文中樂術伏堯の句を明解す、謙輔莞爾として曰く、此の土にして此の舉ある、固より其の所なり、小國侮るべからず、且文章の雄偉なる、大に意氣を壯にするに足れりと、是に於て深く先師を奇とし、儒官たる故の如し、其監文左に附記す、

祖廟齋盟記 隊長中山君信安、將赴國難、州士開風而與者、一百五十餘人、相與刺

指、盟于宕岡照祖之廟、伏惟我照祖、撥亂反正以來、尊奉天朝、橋橋四海、二百餘年、未嘗獲罪於上下也、蓋我照祖之功同桓文、而德則過之、此雖兒童走卒、固皆知之、豈俟吾儕之贊稱乎、嗚呼二百餘年、上下恬然、人人所以皆得安老慈幼、生死無虞者、是誰之力也、今春我大府伏見之舉、討藩人之不恭焉爾、而天朝擁護薩人、認我以犯國之罪、被我以王愾之名、奪我大城、遷我式器、是我負天朝、天朝負我、然吾不敢遺一矢者、力豈不足哉、義不可也、夫義莫重乎君臣、道莫大乎父子、所謂天經人紀、萬世不可易者也、昔者保元未、詔源義朝誅其父、是以治水有鳥羽之幽、文治初、勅源義經討其兄、是以承久有海島之遷、天經人紀、蕩焉掃地、世道人心之變、於是乎極矣、今天朝之討我、亦有以我臣子而與焉者、則是天朝驅人之臣子、賊其君父、不意千載之下、復見保元文治之事也、然則雖我亦可以抗王討也、況在吾儕、傑犬吠堯、固其義也、且竊聞之、方今至尊幼冲、萬機之政、無所親豫、由此推之、今日之詔、君不知其

所由出也、一旦縱被王愾之名、百世之下、必有公論矣、可不昂乎、如彼據大封、擁大衆、不知天經、不辯人紀、或觀望去就、或崩角倒戈者、又獨何心哉、吾儕雖斗筭之微、生爲徳川氏之臣、死爲徳川氏之鬼足矣、照祖在天之靈、鑑之在上、質之在側、天柱雖折、地維雖絕、而斯盟不可渝也、佐島賤臣某等泣血謹識、

一 文久中幕府佐渡奉行に命じ陳屋を相川治南川原田に築き而して越後三藩(高山長岡新發田)をして之を守らしむ之を屯所と曰ふ蓋外寇に備ふるなり我大父友水翁始めて之が定番役たり(後並役二員を置く)其後井戸多兵衛三馬文太夫等の交代あり幾もなく之が守備を撤す謙輔の來治に及び謂ふに相川の地峻阻にして三面皆山而して西は海洋に面し風濤高くして交通運輸に便ならず之に反し川原田の海淺くして陸を距る遠く平行開通して一國に四達するの便なるに若かずと即日遂に治を川原田に移し謙輔軍騎之に赴き屯所に居る之を本府と曰ふ是時に當り兩館兵乱已に平き殘徒或は佐渡に逃據する

の説あり、其治を移す蓋し其來襲を防ぐの意に出づるなりといふ、治を川原田に移すや迅雷隊をして北辰四隊と共に武を演じ兵を練らしむ又日を定め發砲射的を爲さしめ其優劣を較す謙輔小銀(一朱乃至一分)百餘粒を兩杖に蓄へ命中者ある毎に左右に之を搜出し以て投與すること各差あり、

謙輔専ら意を武事に用うるのみならず其文事に於ける亦然り是に於て校舎を築し舊脩教館生員十餘名(須田行義、酒匂明後、鹿野直一郎、保科可恰、小山盛造、石井英彦、持田彌司、圓山聿、藤村勘之丞、細野清次郎、渡邊製)を撰み資を給し(一日米一升錢二百文)就學せしめ旁ら武を講せしむ一日謙輔微服を幸ひ校舎の落成に臨み巨椀酒を盛り嗜飲す、壘礮傲然たり酒酣にして學生を召し交り椀酒を傾け巨詩を吟せしむ、衆皆長途相目して敢て聲を發するなし、謙輔眼目大に怒る、一人あり國風の首章を唱ふ衆大驚之に和す一時喧嘩轟然雷の如し謙輔手を揮り叫んで曰く休め休めよ、一座哄

を揮り叫んで曰く休め休めよ、一座哄

然衆乃ち辞し去る

佐渡縣を置くに及び謙輔判事たり、是より先幕政を一變し先づ冗官を廢し細務を省き沿海港津の番所關門を撤す(浦は目付役、港は定役並役の吏員あり)而して民政廳、會計土木の四局を置き悉く其率ふる所の部屬を越後に遣歸して曰く汝等兵馬の間に奔走するや久し今日刀筆の吏事に至りては汝等の解する所に非ず、是に於て舊幕吏井上舜、天野翔、西村明允、岩間政時(皆幕臣其吏の名あり)等を擧て各局長と一能に隨ひ職に任す又職務は相川に置き内田三郎兵衛(亦幕吏にして久しく職務に在り其職に精し)をして之を監督せしめ各月俸廿四兩を給す謙輔論して曰く凡そ事務は繁文を省き實益を擧るを要するに在り苟も其名ありて而して其實なき之を文具と謂ふ幕政是れなり自今局務を一任す汝等之を勉めよ乃公敢て其肘を掣かす

謙輔擊劍を好み目を期し勝負を決せしめ連勝三人以上に及ぶ者は留めて以て俸を

増し宿衛せしむ 兵士及學生は共に一日米一升二

す而して毎朝廳事の側に於て技を闘はしめ或は自ら敵手を命ト之を試む常に言ふ擊劍は搏撃の緊痛なるを要す其の胸を撃つは形容に止まるのみ眞に人を斬殺し得べきに非ず原田庸吉裝に江戸劍客千葉氏の門に入り擊劍を善くす謙輔之れと服の適否を論す庸吉固く謙輔の説に反す謙輔曰く然らば則ち盜の殺すべきあり汝試みに之を撃ち其の言の吾を欺かざるを明にすべし期に及び盜をして地に立たしめ庸吉進みて左手を張り右手刀柄を握り一呼するや電光瞥然一身横斷す觀者驚嘆せざるなし

て上る明日華て以て士を擧す 公務の暇謙輔僚屬を率ひ園圃に出て草を摘み鋤を把て播種す又薪を削り糧米を椿つき躬自ら率先し以て群下を鼓舞す故に人其の勞を賞へず 初め謙輔の佐渡に航するや一國皆朝敵なりと思慮し之れが備へを爲して入る然れども國內帖然禮遇極めて重厚なり其の率ゆる所の北辰隊酌て或は市中を横行し市民の困苦する所たり謙輔之を糾すに軍法を以てす嘗て言ふ信賞必罰は治國の真劑なり願ふに佐渡は幕府の弊政を承け其民必ず憂情にして姑息に安んずる久し今日之を矯正するは嚴猛を用ひざるべからずと此の時に當り一兩以上の盜犯は必ず死す又士人の微に狹斜に遊ぶを禁ず狎す者あれば亦死す井口某者私爲子の家に遊び酔て人を鬪傷す謙輔曰く廢恥を重んぜざるは士に非ず命トて自殺せしむ是に於て一國震怖之れが爲めに寒からずして慄然たり 謙輔一日廳訟局長 西村明允に謂て曰く乃公法を用うる極めて其嚴なるを知る願ふに肅殺の氣凝りて天地自ら寒を加へ

ん觀よ今冬鴨湖の水をして必ず當に氷凍せしむべし明允曰く若し氷凍せずんば如何謙輔曰く果して然らば是れ天道なきなり

り明允曰く之を古今に徴するに天地の氣は人爲の如何に關するもの多し人爲の盡さざるありて反て天地の應なきを咎む寧ろ之を已れに反省するの勝れるに若かず且天道は生を好む其の之を殺すは已を得ざるに出づるなり夫れ峻法は亡國の兆にして王政の見ざる所なり謙輔深く其の言に感下是れより刑を用うる稍緩を加ふと云ふ 輕罪は其額を諒し又偏髮及眉毛を剃す死刑は其の本籍地に於て之を斬るを例とす謙輔一夜士を會し酒を飲む謙輔曰く吾試みに人肉を啖はんと欲す今某地に梟者あり誰れか其肉を割き來る者ぞ左右相視て敢て應ずる者なし長井光憲性勇敢氣を好む進みて曰く某請ふ往かむ時に夜深黒微雨光憲請ふて馬を借り辞し去る行くこと二里餘栗之江村に抵る果して梟者あり光憲乃ち小刀を抜き其燻肉を割ぎ之を竹皮

に囊み馳せ還る形已に鵝鳴なり明日又士を會し酒を置き醫師近藤少洋を召し肉の分量を問ふ少洋曰く少量なり多食す可らず乃ち粒々細切し煮て之を食ふ左右難色ある者は強て之を食はしむ森某なる者あり久しく癆症に罹る謙輔其の肉を膾し齎して之を食はしむ癆遂に癒ゆと云ふ

謙輔性豪悍奇峻然れども其の爲す所往々意表に出づるものあり又意を民事に用ひ其の政務に於ける幕政の危煩を廢し務めて簡要を主とす一切の訴訟は必ずしも文書に依らしめ身自ら出廷して諸司に而告するを得せしむ民大に之を便とす又貧弱を恤み富豪を懲し其意一に王政の至公なるを宣示し而て朝廷を遵奉せしむるを期するに在り嘗て大に士を擧す適す執薦者(猶曰給仕人)伊藤藤藏器皿を太政官故制札に載せ稱人廣坐の中を周旋するあり謙輔之を見て大に怒り厲聲喝して曰く何物の不臣敢て朝廷を畏れざるの茲に至る夫れ國家の禁は載て制札に在り今之を酒食の具に用うるは是れ朝廷を瀆し且畏れざるなり此の如き賊は速に斬るべし

と目圓裂け頭髮盡つ命トて之を縛し即時獄に投す一座色を失ふ是に於て局長等百方哀を乞ふ謙輔聽かず良久ふして曰く小人制札の何物たるを知らずして法を犯す其れをして此の擧あらしむるは是れ長官其の人の威徳素なきの致す所なり然りと雖も業已に死刑を宣言す刑せざるは是れ不信を示すなり宜しく白刃を其の頭に擬し行刑の式を宣示して放免すべし抑も此の事なる其の責の歸する所吾に在り吾之を朝廷に謝せざるべからず因て筆を授け其の事由を大書し之を街衢に榜示せしむ其の文に曰く當月七日諸士及壯年輩を府廳に饗應し各歡を盡して杯盤をも取散らせし折柄用達伊藤藤藏なるもの配膳するどて朝廷より示させ給ふ高札を以て盈に宛て周旋するを見たり予憤に堪へず即座に命下て獄に繋ぎ戮して以て朝威を示さんとす既にして再び思ふに其罪藤藏が上而巳にあらず如何んとなれば朝廷の掲示は重きが上にも重んずべきを是を稱人出入の戸邊に差置き在上の役人すら知らず思はず下役のものをしてかりそめに取

扱はしむるとは、諺に云ふ緒りを忽せに
して盗に致ゆるに等しければなり爰を以
て推せば諸役人も亦罰すべし乍併、徳川
氏の衰るや法令を輕んじ揭示を侮ざる
こと土石に等し目の慣れ耳の觸れるより
常となるに似たれば又彼等のみの罪とも
云ふべからず抑も伊藤を藏を罪法に宛れ
ば大不敬を罰せば朝廷寛大の至仁に悖り
べし無罪を罰せば朝廷寛大の至仁に悖り
大不敬を赦さば後來何を以てか惡を懲さ
ん情と法と並び立ち恩と威と併せ行れん
には予先づ明十一日諸役人の爲めに承久
帝の社祠に宿して一晝夜食を絶て罪を請
ひ諸役人をも屏居謹肅して罪を待たしめ
藤藏は疾の場に於て白刃を擧げて其罪を
懲し其情實を逃て免さん希くは恩と威
と並び行るとに庶からん乎故に一統へ牛
ること爾り四年七月十日遂に單騎眞野
皇陵に詣り絶食禱謝すること一晝夜而
して局長等に閉門を命ずる各五日其の
矯忍奇行此の如し

又毎月一六の日を期し諸士を召集し其の
鑿劍を觀る學生亦與かる必ず日出前後を
限度とす一日學生後れて來る謙輔怒て曰
く衆皆遠きより來會す汝等府下に密通し
たるは何ぞや去れ優情生退校すべし愈
畏伏し謝して曰く生等敢て後期の意ある
に非ず昨夜勤學深更に就き爲めに東方
の白きを憂むざるに至れり請ふ次日を期
せん謙輔之と此期に及びて夜半に往く
應門閉ちたり衆打して曰く吾輩參謀と
約あり速に門を開け既にして入る謙輔疑
を以て勢して曰く汝等登場第一能く過を
悔ひ約の如くにす誠に嘉すべし前言を履
むは信なり吾命を重んずるは義なり因て
各米一苞を賜ふ

謀なる者を叱せむ
一眞野村の支村、濱中に警備某なる者あり
り治備大に行はる遠近之を敬し濱中と呼
して名を言はず謙輔の馬より墮るや其の
腰を重傷す謙輔某の手術に妙なるを聞き
召して之を治せしむ某輒ち力を極めて其
の腰骨を損傷す謙輔痛苦に堪へず懇懇し
て曰く少しく緩くせよ某肯かす又右足を
舉げ之を踏る再三乃ち曰く可なり數日に
して愈ゆ謙輔厚く之を禮す時人相語つて曰
く參謀の威一國に震ふ然れども之を濱中
に加ふる能はず又參謀を蹴りて畏縮せし
めたる者は獨り濱中あるのみ

行届、是に依り、其方本職より監察の
任相兼、其地に可致在勤、但し賞罰與奪
之權相授候間、一意専行、可奏其功
者也、六月判事

西朝明允幕吏たりし頃より治獄を以て名
あり謙輔亦明允をして獄事を理せしめ終
に擧て總訟局長とす之れに與ふる賞
狀の文に曰く無喧無涼、節守其一、不寬
不嚴、獄得其中、汝而在職、予可以安、
自今以後、進階聽訟之長、俸金十五兩、
増之者也、六月判事、尋て又之を賞す其
の文に曰く在職既半年矣、本情以斷訟、
獄無冤民亦汝之力也、某所目睹、亦人所
許可、不有所賞、人何以勸、月俸三兩加
之者也、六月判事、其の功績ある者之を
累賞する此の如し

以て筋骨を勞す因て諸吏及學生に各木刀
を賜ふて曰く宜しく朝夕食後之を揮ひ汗
出で、後休すべし是れ亦運動の一なり
相川豪商松屋某なる者一日放言して曰く
偽參謀安りに自ら尊大語未だ畢らざるに
適ま北辰隊の一卒其店頭に在り之を聞き
直ちに入つて某を縛し謙輔の前に致す謙輔
大に怒り其の偏髪を剃して鶴崎村に追放
し其の家を籍没す鶴崎は國の北鄙なり謙
輔去て後始て復歸せるを得たり

呼起當年猴面郎、先師其の書を手に賜ふ
又越後より歸り一詩を扇面に書し西朝明
允に與ふ其の詩に曰く餘黎新自在州回、
數畝桑田手所開、身有官衙人不識、僕奴
報道圃丁來、兼友細細讀今之を收む
又書して某に與ふる二絶句あり曰く陽關
別飲淚相揮、下馬踟躕立舊碑、君去若逢
知己問、布衣田園舊衣歸、征北半年未就
功、歸來無語謝明公、夜深人靜眼難得、
多少秋聲亂樹中、

謙輔暇日或る書を讀み又時に木刀を揮ひ
冷水は盥發を嘗す

謙輔一夜人定後大刀を佩ひ局長井上幹
の家に突入す家人驚愕皆畏れて寢を脱
し走り出る幹目を開けば則ち謙輔已に菊
章燈を提げ枕上に立つ幹驚起伏拜して曰
く深更親臨を辱ふす抑も故ありや謙輔

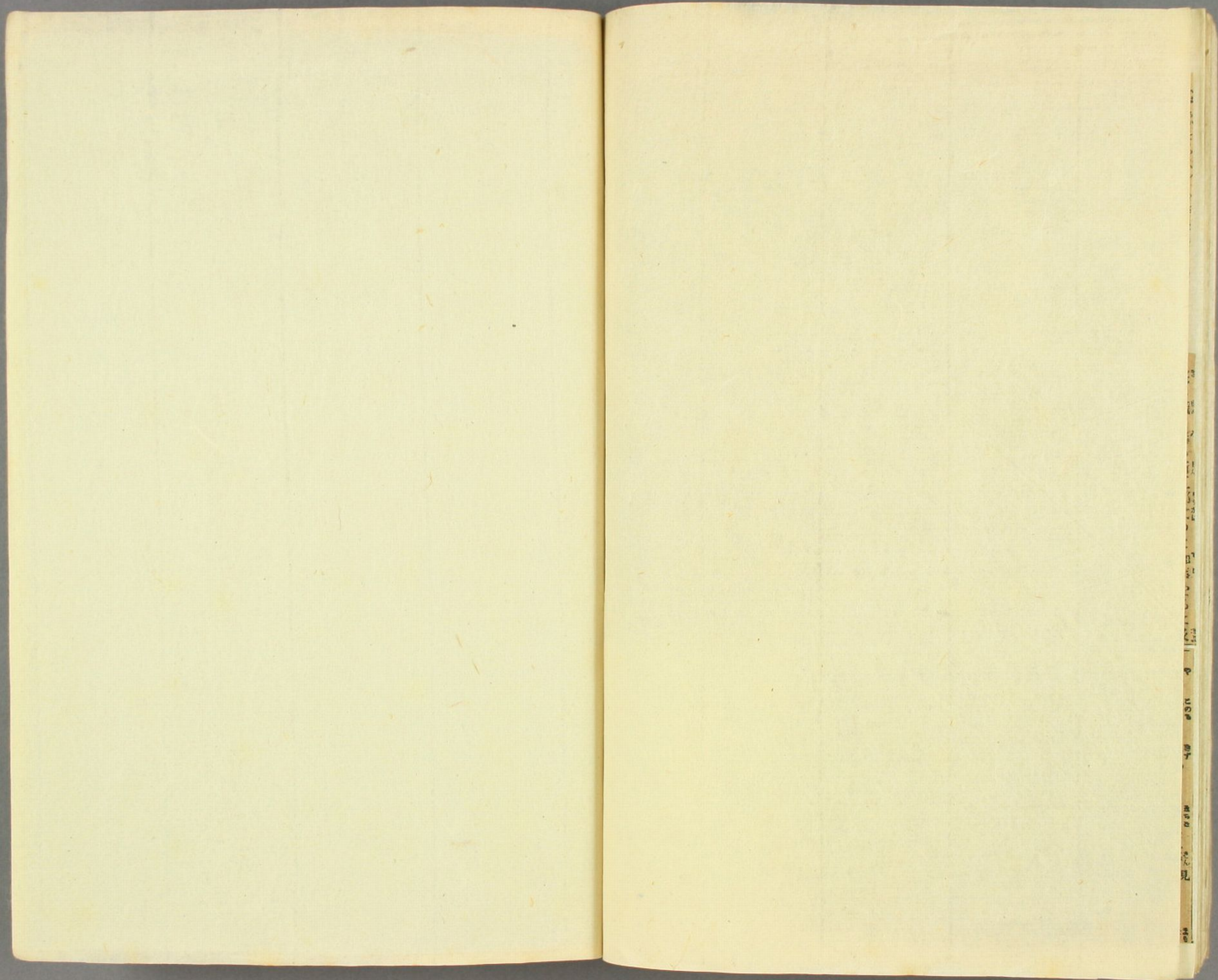
曰く昔趙匡胤、寒夜趙普の門を叩き太
を取の策を講ず吾の來るは他になし
等家事の舉動を察するに在り夫れ官吏は
清廉ならざるべからず若し賄賂を貪り
調の行はるゝあらば懲ら乃公三尺の劔
るのみ因て酒を置き談民政の得失に及
是れより官屬皆自ら警戒し畏懼を加ふ
と云ふ

川原田の南里許國府川あり治を移すの
米廩影棟を其北岸に建つ謙輔嘗て大言し
て曰く朝廷若し三年の租税を免せば吾當
に佐渡に城を築くべし其米廩を建つるや
蓋し賜請を疏開して國府川に通じ以て國
中の貢米を回漕するの意に出るなり之を
要するに國中沮洳の地を疏鑿し其潞水を
排除して良田と爲し以て農間の大利を興
し又船舶交通貨物運輸の便を開かむと欲
するに在り其の職を罷め去るに及んで事
終に果さず 明治二年九
謙輔國中に令し神佛合祭を禁ず又浮圖を
惡み一國寺院の過多なるを見其の古刹を
由あるもの外一切之を廢毀し僧徒は還
俗せしめ 悉く其の鐘鐃を收め天保錢に

擬し錢を鑄る新五郎代つて知事たるに及
び其錢を毀つと云ふ

謙輔衆役を率ひ國圃を鋤く時に池畔灌木
叢生其中蜂窠あり一人其の爲めに發さ
る謙輔命つて洗湯を灌かしむ忽ち發中
々聲あり巨蛇 叢を排し變舌を吐て出
つ衆見て愕然たり長井光憲直進其の尾を
捉り極力廻轉すること數次乃ち之を地
に投ず蛇稍疲る光憲紙を以て其の首を包
括す蛇蟠地に貼す謙輔附して之を砲擊
す丸痕十二又毎に腹を捕む之を剖き交り
て以て下物となすと常食に異ならず
本府の地土俗之を御城と曰ふ川原田市街
を距る十町餘一邱あり四圍松樹林立往昔
鎌倉執權の頃一國各地頭の割據する所と
なる而して川原田は本間佐渡守城を邱上
に築き之れに據る當時之を獅子城と曰ふ
天正十七年上杉景勝の爲めに毀棄せられ
一國遂に其有に歸す徳川氏に追ひ其の出
鎮の利あるを以て之を其の直轄となす慶
長中治を相川に定め爾來奉行を置き首と
して職務を管掌し兼て民政を統治せし
めてより幾百年間此地廢墟となる久し巴
にして文久中外寇の警あり幕府命つて陣

屋を此地に築かしめ越後三藩上をして守
らしむ尋て之れが守備を廢す明治元年戊
辰の亂參謀與平謙輔北征總督府の命を受
け來航し治を此に移す時に北越兵亂僅に
平らき王政の維新を仰ぐに際し百事創始
此の時に當り謙輔専ら武斷を以て一國を
畏服し其の爲す所頗る物議を免れざる
ものありと雖も然れども一國の氣風を一
變し往時の面目を革新するに至りては則
ち其効亦偉なりと謂ふべきなり謙輔在職
僅かに一年餘明治二年九月免官國を去る
其の免官亦物議の及ば
すところなりと云ふ
新五郎代りて佐渡縣知事となるに及び治
を相川に復す其の治歴視るに足らずと雖
も猶は武を講ず學は皇漢を分習せしむる
こと是れより始まる
(元)



以下全て

白紙

明治三十五年一月
十七日

西園春舎
十吉樹山人